

○河北郡市広域事務組合個人情報保護法施行条例

制定 令和5年2月28日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の準用)

第2条 組合の個人情報の取扱い等については、津幡町個人情報保護法施行条例（令和4年津幡町条例第26号。以下「津幡町条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第3条 前条の規定による津幡町条例中「津幡町」とあるのは「河北郡市広域事務組合」と、「町長」とあるのは「理事長」と、「町民」とあるのは「関係市町住民」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(河北郡市広域事務組合個人情報保護条例の廃止)

2 河北郡市広域事務組合個人情報保護条例（平成22年河北郡市広域事務組合条例第2号）は、廃止する。